

「令和5年6月30日からの大雨災害義援金」募集要綱

日本赤十字社山口県支部

1 趣旨

令和5年6月30日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨により被害を受けた山口県内の被災者支援のため、日本赤十字社山口県支部では、次のとおり義援金を募集する。

2 義援金の名称

令和5年6月30日からの大雨災害義援金

3 募集期間

令和5年7月12日（水）から令和5年12月29日（金）まで

4 受付方法

(1) 銀行振込の場合

金融機関	口座番号	口座名義
山口銀行 山口支店	普通 5242484	日本赤十字社山口県支部 支部長 村岡 嗣政
西京銀行 山口支店	普通 2178341	
山口県信用農業協同組合連合会 (JAバンク) 県庁内支所	普通 0001801	

※ 山口銀行は、本店・支店の窓口からの振込手数料は免除。

※ 西京銀行は、同行本店・支店の窓口及びATMからの振込手数料は免除。

※ JAバンク山口は、JA山口県及び山口県信用農業協同組合連合会の各店舗の窓口からの振込手数料は免除。

(2) 現金の場合

受付場所	住所	受付時間
日本赤十字社山口県支部	〒753-0094 山口市野田 172-5	平日のみ 午前8:30～午後5:00

※ 各市町の赤十字担当窓口でも受け付けています。

5 義援金の取り扱い

山口県、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、NHK山口放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

6 税制上の取り扱い

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

7 受領証の発行

金融機関でお振込みした際の利用明細書を受領証の代用とする場合は、その利用明細書に義援金専用口座への振込であることが確認できる書類（本募集要綱など）を添えて、確定申告書類を提出する必要があります。

なお、受領証の代用となる書類がない場合には、お電話又はEメールで「受領証希望」の旨と以下に記載の「必要情報」について、ご連絡ください。後日、受領証を発行いたします。

また、受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に次の情報の記載があるものに限られます。

【必要情報】

- ① 寄付者名
- ② 住所
- ③ 寄付日
- ④ 寄付金額
- ⑤ 寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）

8 その他

- (1) 物品の受付は行いません。
- (2) この要綱は令和5年7月12日から施行します。

9 問い合わせ先

日本赤十字社山口県支部 総務課 義援金担当
〒753-0094 山口市野田 172-5
TEL : 083-922-0102 FAX : 083-932-3615
E-Mail : info@yamaguchi.jrc.or.jp